

## 岡崎市健康基本条例（素案）

### 【前文】

健康は、いつの時代であっても何物にもかえがたい財産で、人々の生涯にわたる大きな願いであり、希望あふれるまちづくりの礎となるものである。

近年、少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、健康寿命の延伸や健康格差の縮小を図り、誰もが健康を手に入れられる社会の構築が求められている。

このような状況の中、市民一人一人が自らの健康に関心を持ち、健康づくりに主体的に取り組むとともに、社会が一体となって健康づくりを推進するための環境を整備していくことが重要である。

そこで、健康づくりについて、基本理念を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、市民が健やかに安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

### 【解説】

健康を取り巻く社会情勢を踏まえ、市民が健やかに安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、本条例を制定する必要性と意義を明らかにしています。

### （目的）

第1条 この条例は、健康づくりについて、その基本理念を定め、市民、市及び議会の責務を明らかにするとともに、その推進のための基本的事項を定めることにより、市民一人一人が健康的に生活できる社会の実現に寄与することを目的とする。

本条例は、健康づくりに関する基本的なあり方を定めるとともに、健康づくりを推進する担い手である市民、市及び議会それぞれの立場における責務を明確に示すことにより、健康に無関心な市民も含め、誰もが健康づくりに取り組む意識を醸成し、市民一人一人が生涯にわたって生き生きと健康的に生活できる社会の実現を目指すことを目的としています。

( 定義 )

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康づくり 心身の健康の維持及び増進を図ることをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者又は市内に勤務し、若しくは在学する者をいう。
- (3) 関係団体 医療機関、教育機関、事業者その他市内において健康づくりに携わる団体をいう。

本条例において使用する用語の定義を定めたものです。

- (1) 「健康づくり」は、市民一人一人が疾病や障がいの有無にかかわらず、それぞれの状態に応じた活動を通して、心身ともに健康な状態を作り出し、高めていくことをいいます。
- (2) 「市民」は、市内に住所を有する者、市内の事務所又は事業所に勤務する者若しくは市内の学校、保育園、こども園、幼稚園、施設等に通学、通園又は通所する者をいいます。
- (3) 「関係団体」は、市内の医療機関、学校、幼稚園等の教育機関、市内に事務所又は事業所を有し、事業活動を行う事業者のほか、市内において保健、医療、福祉等の健康づくりに関する活動を行う団体をいいます。

(基本理念)

第3条 健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 市民一人一人が生涯にわたり健やかで安心して暮らすことができるよう、自らの健康について積極的に関心を持ち、主体的に取り組むこと。
- (2) 市民、市及び議会がそれぞれの責務を踏まえ、関係団体を含むあらゆる主体と相互に連携を図りながら、心豊かで活力ある社会の実現に向けて、まちづくりと一体となって取り組むこと。

健康づくりを推進していく上での基本となる共通の考え方を定めています。

(1) 健康づくりは、生涯にわたって健康で安心した生活を送るためには欠かせません。その実現のため、市民一人一人が、自らの健康について積極的に関心を持つとともにその状態を自覚し、おのこの健康状態やライフステージに応じた活動に自ら進んで取り組むこととしています。

(2) 健康づくりを推進する担い手である市民、市及び議会は、それぞれの立場で活動を行う際には、関係団体を始めとする健康づくりに携わるあらゆる主体と相互に連携を図ることとしています。

また、健康づくりは、心豊かで活力ある社会の実現に向けて、まちづくり施策にその視点を取り入れることにより、まちづくりと一体となって取り組むこととしています。

(市民の責務)

- 第4条 市民は、基本理念にのっとり、健康づくりへの理解と関心を深めるよう努めるものとする。
- 2 市民は、自らの健康状態に応じた健康づくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 市民は、市又は関係団体が実施する健康づくりに関する活動に参加するよう努めるものとする。

健康づくりの第一歩として、市民一人一人が自分の健康に理解と関心を持ち、自分の健康状態を知ることが重要です。

そこで、市民は、基本理念の考え方に従い、健康づくりに対する理解と関心を深めるように努めるとともに、健康診断の受診等により、自らの健康状態を把握した上で、その状態に応じた健康づくりに自ら進んで取り組む努力をすることとしています。

また、社会全体で健康づくりの機運を高めていく意味でも、市や関係団体が市内各所で実施している健康づくりに関するイベントや活動に参加するよう努めることとしています。

(市の責務)

- 第5条 市は、基本理念にのっとり、健康づくりに関する施策を策定し、及び計画的かつ効果的に実施するものとする。
- 2 市は、市民、議会及び関係団体に対し、健康づくりに関する情報提供を行い、健康づくりに関する意識の醸成を図るものとする。
- 3 市は、健康づくりに関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

市は、基本理念の考え方に従い、市民の健康づくりに寄与することができる施策を策定し、計画的かつ効果的に実施することにより、市民が健康づくりに取り組みやすい環境を作ります。

また、市は健康づくりを推進する担い手である市民及び議会、並びにその連携相手である関係団体に対して、健康づくりに関する情報提供を行うことで、健康づくりに関する意識の醸成を図り、健康づくりを支える社会の構築を目指します。

さらに、健康づくりに関する施策を実施するために予算が伴う場合は、必要な措置を講じます。

( 議会の責務 )

第 6 条 議会は、基本理念にのっとり、健康づくりに関する調査等により、施策の進捗状況について監視及び検証を行うものとする。

2 議会は、市が単独で又は関係団体と連携して実施する健康づくりに関する活動に協力するものとする。

議会は、基本理念の考え方に従い、市政の進展と市民の福祉向上の観点から、委員会活動や政策調査活動等による健康づくりに関する調査等を通じて、施策の進捗状況について必要な監視及び検証を行います。

また、議会の立場から、市が主催、共催、後援等により、単独又は関係団体と連携して市内において実施する健康づくりに関するイベントや活動に対して協力することで、市民の健康づくりに対する意識啓発を行うとともに、健康づくりを支える社会の構築に寄与します。

( 連携 )

第 7 条 市は、国及び県その他の地方公共団体並びに関連する研究機関等と連携し、健康に配慮したまちづくりを推進するものとする。

健康に配慮したまちづくりを推進するためには、市単独ではなく、国や県を始めとした公的機関並びに健康づくりに関する活動を行う研究機関、企業及び団体等との連携が必要不可欠です。そこで、市は、こうした健康づくりに関するあらゆる主体とも連携をとりながら、施策を展開していきます。

(健康に配慮したまちづくりの推進)

第8条 市は、基本理念にのっとり、健康に配慮したまちづくりの推進を図るため、次の施策を講ずるものとする。

- (1) 市民の運動の習慣化を促進するための健康づくりに関すること。
- (2) 生涯にわたる健康づくりを可能とするための多様な地域交流及び社会参加のできる環境の整備に関すること。
- (3) 歩きやすく、歩きたくなる環境の整備に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、健康に配慮したまちづくりの推進に関すること。

本条例の目的である市民一人一人が健康的に生活できる社会を実現するためには、市民が健康づくりに取り組みやすい環境を作ることが重要です。こうした観点から、市は、まちづくり施策に健康づくりの視点を取り入れ展開することにより、健康に配慮したまちづくりを推進します。

(1) 市民の運動の習慣化を促進し、市民が自ら進んで健康づくりに取り組むことができるように、各種施策を実施します。

(2) 社会的なつながりが高い地域に住んでいる人ほど健康度が高いというデータが示されているように、市民の生涯にわたる健康づくりを実現するためには、地域等との社会的なつながりが重要です。

そこで、健康づくりの観点からも、町内会を始めとする地域コミュニティ等との連携を図った働きかけを行う等、地域とのつながりを強化した健康づくりに取り組むことで、多様な地域交流及び社会参加のできる環境を整備します。

(3) 市民の健康づくりを推進するためには、市民の外出を促進できるような生活環境や交通環境等の整備が必要です。そこで、誰もが利用しやすく安心して安全に歩くことができる「歩きやすい」観点と、水辺空間や歴史文化資産を生かした快適で魅力ある「歩きたくなる」観点から、遊歩道、公園等の歩行空間を整備します。

(健康増進計画)

第9条 市長は、健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項に規定する市町村健康増進計画(以下「健康増進計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、健康増進計画を策定するに当たっては、市民及び関係団体の意見を反映するものとする。

3 市長は、健康増進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 市長は、健康増進計画の実施について、計画の評価を行い、及びその評価の内容を公表するものとする。

市長は、国や県が示す住民の健康の増進の推進に関する方向性や本市が直面する課題等に対応し、本市における健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、健康増進法第8条第2項において「定めるよう努めるものとする」とされている健康増進計画を必ず策定することとします。

また、市民の市政への参画や透明性の向上を図るため、健康増進計画を策定する際は、市民や関係団体から意見を広く募り、内容に反映することとし、策定後は、速やかにこれを公表することとします。

さらに、健康増進計画の実効性を確保するため、策定後に計画の評価を行い、その内容についても公表することとします。

#### 附 則

1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。

2 この条例の施行の際現に策定されている健康おかざき21計画は、第9条第1項の規定により策定された健康増進計画とみなす。